

○交通安全学習館の管理運営要綱の制定について（例規通達）

平成23年3月16日群本例規第10号（交企）警察本部長

改正

平成24年3月群本例規第5号（総企）

平成31年2月26日群本例規第7号（務）

令和3年3月3日群本例規第7号（務）

令和3年3月12日群本例規第8号（務）

群馬県総合交通センター内に設置された交通安全学習館の管理及び運営の適正を期するため、別添のとおり交通安全学習館の管理運営要綱を制定し、平成23年4月1日から施行することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、人とくるまの科学館及び視聴覚室の管理運営要綱の制定について（昭和62年群本例規第14号）は、廃止する。

別添

交通安全学習館の管理運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、総合交通センター内に設置された交通安全学習館（以下「学習館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 学習館の目的及び業務

- 1 学習館は、主として子どもを対象とした体験・実践型の学習ホール及び視聴覚室で構成し、来館者が施設の利用を通じて道路交通に関する知識及び技能を習得するとともに、交通マナーの向上を図ることを目的とする。
- 2 学習館においては、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 交通安全に関する展示機器、模擬交通信号機・道路標識、ビデオ等の資料（以下「交通安全資料」という。）の保管及び管理
  - (2) 交通安全に関する講演会、講習会、映写会等の開催
  - (3) 来館者に対する必要な説明、助言及び指導
  - (4) その他学習館の目的を達成するために必要な業務

第3 管理運営委員会の設置

学習館の管理及び運営の適正を期するため、群馬県警察本部に学習館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第4 委員会の構成

- 1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は交通部長を、副委員長は交通部交通企画課長をもって充て、委員は次に掲げる者をもって充てる。

警務部会計課長

交通部運転免許統括官

交通部交通指導課長

交通部交通規制課長

交通部運転免許課長

交通部運転管理課長

交通部交通企画課次席

交通部交通企画課交通安全教育隊長

第5 委員会の任務

委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 学習館の管理及び運営の基本方針に関すること。
- 2 交通安全資料の収集、整備、管理及び活用に関すること。
- 3 交通安全に関係する他の施設、機関との連携に関すること。
- 4 その他必要と認めること。

## 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長に事故がある場合は、副委員長が会議を招集し、議事を主宰することができる。
- 3 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

## 第7 委員会の庶務

- 1 委員会の庶務は、交通部交通企画課において行う。
- 2 委員会に委員会議事録（別記様式第1号）を備え付け、会議の状況等を記録しておくものとする。

## 第8 管理責任者

- 1 学習館の管理及び交通安全資料の保管の責任者（以下「管理責任者」という。）は、交通部交通企画課長とする。
- 2 管理責任者は、学習館の現況を把握し、適正な管理及び運営を図らなければならない。

## 第9 職員の配置

- 1 管理責任者は、第2に掲げる業務を行うため必要な職員を配置するものとする。
- 2 職員には交通部交通企画課員をもって充てる。ただし、必要がある場合は、委員長の承認を得て他所属の職員の応援派遣を求めることができる。
- 3 職員は、管理責任者の指揮を受け、業務に当たるものとする。

## 第10 交通安全資料の変更

管理責任者は、学習館の展示資料等を変更しようとする場合は、委員会の承認を受けなければならない。ただし、小規模の変更についてはこの限りでない。

## 第11 交通安全資料の保全

管理責任者は、随時交通安全資料の点検を行い、保全整備を図らなければならない。

## 第12 休館

- 1 学習館の休館日は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）
- 2 管理責任者は、必要があると認めた場合は、前記1に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

## 第13 開館時間

- 1 学習館の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
- 2 管理責任者は、必要があると認めた場合は、前記1に規定する開館時間を変更することができる。

## 第14 利用料

学習館の利用は、無料とする。

## 第15 団体利用の承認

団体による学習館の利用については、あらかじめ交通部交通企画課交通安全教育隊において申込みを受け、管理責任者の承認を受けるものとする。この場合において、管理責任者は、交通部運輸免許統括官に通知するものとする。

## 第16 利用者の遵守事項等

- 1 管理責任者は、利用者に対し、次に掲げる事項を遵守するよう指示しなければならない。
  - (1) 利用者に操作させる展示物を除き、展示資料等に手を触れないこと。
  - (2) 展示資料等を汚損し、又は損傷するおそれのある物を持ち込まないこと。
  - (3) 館内では、喫煙又は飲食をしないこと。
  - (4) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をしないこと。
- 2 管理責任者は、前記1に違反する者があると認めた場合又は学習館の管理上必要があると認めた場合は、当該利用者に対し、退出その他必要な措置をとるものとする。

## 第17 勤務日誌

職員は、閉館後、勤務日誌（別記様式第2号）に所要事項を記載し、管理責任者に報告するもの

とする。

#### 第18 雑則

この要綱に定めるもののほか、学習館の管理及び運営に関し必要な事項は、委員長の承認を得て管理責任者が別に定める。

別記様式省略